

## 理窓ビジネス同友会規約(案)

### 第1条

本会は理窓ビジネス同友会（通称はビジネス同友会）と称する。

### 第2条

本会の事務所は東京都内に置く。

### 第3条

本会は会員相互の繁栄のため、親睦を図り、かつ相互サポートができる環境整備に協力し、もって母校の興隆、社会への貢献に寄与することを目的とする。

### 第4条

本会は前条の目的を達成するために次の活動を、活動部会等を組織して執り行う。

1. 理事会の開催
2. 研修（講演会、企業視察など）
3. 広報（会報、名簿などの提供、本会独自ネットの管理）
4. 親睦（ゴルフ、旅行などの催事）
5. 会員増強
6. ビジネス支援相談
7. 事務局（総務、庶務、会計など）
8. その他本会の目的達成上必要と認めた行事等

### 第5条

本会は、次の会員をもって組織する。

1. 東京物理学校卒業生又は学校法人東京理科大学関係の学校の卒業生で、産業界に在籍している者又は在籍したことがある者。
2. 学校法人東京理科大学関係の教職員。
3. 学校法人東京理科大学関係に功績が有ったと認められる者。
4. 今後、学校法人東京理科大学関係を応援して頂ける者（賛助会員）。又、賛助会員は総会での議決権は無いものとするが、それ以外は本規約を遵守するものとする。

但し、会員1名以上の推薦があり、理事会で承認を得た者とする。

又、推薦者の居ない入会希望者は会長、副会長、会員増強担当理事の何れかが面談し、問題が無ければ推薦者になるものとする。

### 第6条

本会は次の役員を置くことができる。

- ・会長1名
- ・副会長5名以内（内1名は筆頭副会長とする）
- ・理事25名以内（会長、副会長含む）
- ・会計監査2名以内

### 第7条

会長は前期理事会において選出し、総会での承認を得る。任期は3年、3期まで再選できる。

副会長、理事、会計監査は、新会長が直ちに推薦し総会で承認を得、その任期は3年とし再選できるものとする。但し、会長、副会長、理事、会計監査の選任は就任時75歳とする。

又、会長を除く役員に任期途中で欠員が出た場合や、任期中での新役員の補充は、会長の推薦にてその補充をすることができるものとし、任期の残存期間までを任期とする。

#### 第8条

会長は本会を代表し、会議を招集し議長となる。副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときは筆頭副会長がこれを代行する。

本会の運営は理事会で審議し推進する。

会計監査は予算、決算を監査する。

#### 第9条

本会に名誉会長及び相談役、顧問を置くことが出来る。その任期は委嘱を受けたときの理事会任期以内とする。名誉会長は総会の決議を経て、相談役及び顧問は理事会の議を経て会長がこれを委嘱する。

#### 第10条

定時総会は会計年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は理事会において必要と認めたととき及び会員の5分の1以上の請求がある時これを召集する。総会は、会員の3分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、議事は、出席会員の過半数をもって決する。

#### 第11条

総会に付議する事項は次の通りとする。

- (1) 事業報告ならびに会計決算報告の承認。
- (2) 事業計画ならびに会計予算の承認。
- (3) 会計監査報告の承認。
- (4) 会長、副会長、理事及び会計監査の承認。
- (5) 名誉会長の選任。
- (6) 規約の変更。
- (7) その他重要な理事会の決議事項。

#### 第12条

理事会は、会長が必要と認めたととき召集し、理事の2分の1以上の出席をもって成立する。理事会の議事は出席者の過半数をもってこれを定め、可否同数の時は議長がこれを決する。

#### 第13条

理事会に付議する事項は次の通りとする。

- (1) 事業報告案ならびに会計決算案審議
- (2) 事業計画案ならびに会計予算案の審議。
- (3) 会計監査の報告。
- (4) 総会の開催ならびに総会付議事項の審議。
- (5) 会長の選出。

- (6)副会長、理事、会計監査の選出。
- (7)名誉会長の推薦。
- (8)相談役、顧問の選任。
- (9)本会、母校の興隆や社会へ多大な貢献をした会員の慶弔
- (10)本会の名誉を傷つけ、本会規約に違背した会員の退会・除名処分
- (11)入会申込者の承認。
- (12)会の運営に関する事項の審議。
- (13)その他会長が必要と認めた事項。
- (14)規約の施工に関する細則の制定、変更

#### 第14条

会長は会務を推進するため必要と認めた時は理事を長とした委員会を設けることができる。

委員会は所管事項について諮問に応じるものとする。この場合委員会の委員は会員中より会長が委嘱する。

#### 第15条

本会の経費は会費、賛助金その他諸収入で運営する。

##### 2. 会費は次の通り定める。

(1)入会金10,000円

(2)年会費10,000円

(年次途中入会の場合は残月数×1,000円の少額の方とする。)

#### 第16条

本会の会計年度は毎年10月1日に始まり、翌年9月30日をもって終わる。

#### 第17条

会員は、次の特典がある。

- 1. ビジネス同友会が催す行事に参加することができる。
- 2. 本会独自ネットを無料で利用できる。
- 3. 会報、名簿の情報サービスを無料で受領できる。
- 4. ビジネス支援相談を受けることができる。

#### 第18条

理窓ビジネス同友会・理事会の承認のもと本会の下部組織として、地区別、分野別、世代別のビジネス同友会支部会を設立する事ができる。

以上

1980年 9月17日 制定  
1998年11月27日 改定  
2003年11月18日 改定  
2011年11月26日 改定  
2012年11月17日 改定  
2013年11月23日 改定  
2014年11月22日 改定